

議案第 26 号

松阪市休日・夜間応急診療所条例の一部改正について

松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 2 月 15 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

松阪市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年松阪市条例第 136 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「松阪市春日町一丁目 8 番地」を「松阪市春日町一丁目 19 番地」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。